**令和４年度大阪府公立高等学校入学者選抜等における**

**別紙**

**新型コロナウイルス感染症に係る特別対応について【改訂版】**

Ⅰ　追検査に係る特別対応について

１　対象者

令和４年度選抜において、大阪府公立高等学校特別選抜等又は一般選抜の追検査への出願が認められた者のうち、以下の(1)及び(2)のいずれにも該当する者

(1) 次のアからオのいずれかに該当するために、追検査の受験が認められなかった者

ア　新型コロナウイルス感染症の検査で陽性反応が確認された者（医師により新型コロナウイルスに感染している疑いがあると診断された者を含む。）で、保健所等から安静・療養の解除又は終了の指示を受けていない者

イ　保健所等により新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に特定されている者のうち、追検査当日に発熱等の風邪の症状がある者

ウ　追検査当日に新型コロナウイルス感染症の陽性者や濃厚接触者であることが判明し、検査を中断せざるを得なかった者

エ　無症状の濃厚接触者として受験が認められたが、追検査の実施中に発熱等の風邪の症状が確認され、検査を中断せざるを得なかった者

オ　外国から帰国又は入国した者で、検疫法に基づく隔離・停留が必要とされている者及び検疫所長が指定する場所において待機を指示されている者

(2) 二次選抜への出願資格を有しながら、二次選抜に出願しなかった者

２　内容

特別選抜等又は一般選抜での志願先高等学校を設置する教育委員会で３教科（国語、数学、英語）のテストを実施し、当該生徒の学力を把握する（以下「学力把握」という。）とともに面談を行い、その結果と調査書及び自己申告書の内容をもとに受入れ校の調整を行う。受入れ校は、特別選抜等又は一般選抜での志願先高等学校及び志望学科等とは異なる場合がある。なお、学力把握に使用する問題は、当該生徒の特別選抜等又は一般選抜での志願先高等学校において実施した問題の種類に応じたものとする。

　３　手続き等

(1) 対象者が在籍する中学校（中学校に準ずる学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の校長は、対象者に対し、追検査に係る特別対応を希望するか否かを確認する。

対象者が追検査に係る特別対応を希望する場合、府内公立中学校及び府立支援学校の校長は所管する教育委員会を通じて、国私立の中学校長は直接、志願先高等学校を設置する教育委員会に対して、令和４年３月23日（水）午後５時までに電話等によりその旨を連絡する。

 (2) 中学校長は、対象者の健康状態等を把握する。対象者の自宅等での待機終了後、別添の申告書１に具申し、府内公立中学校及び府立支援学校の校長は所管する教育委員会を通じて、国私立の中学校長は直接、志願先高等学校を設置する教育委員会に提出するとともに、学力把握等の希望日について申し出る。

志願先高等学校を設置する教育委員会は、対象者の特別選抜等又は一般選抜の志願先高等学校長に対し、調査書及び自己申告書の回付を依頼する。

　　(3) 志願先高等学校を設置する教育委員会は、対象者に対し、学力把握等を行う。

　　(4) 志願先高等学校を設置する教育委員会は、学力把握等の結果、調査書及び自己申告書の内容をもとに、対象者の受入れ先の調整を行う。なお、志願先高等学校を設置する教育委員会の所管外の学校を受入れ先として調整する場合は、あらかじめ当該教育委員会間で協議する。

　　(5) 志願先高等学校を設置する教育委員会等と対象者の受入れについて調整を行った高等学校は、募集人員の充足状況にかかわらず、速やかに対象者の受入れを行う。

Ⅱ　二次選抜に係る特別対応について

１　対象者

令和４年度二次選抜への出願資格を有する者のうち、二次選抜実施校に出願の意思を持ちながら、次のアからウのいずれかに該当するために、二次選抜の受験が認められなかった者

ア　新型コロナウイルス感染症の検査で陽性反応が確認された者（医師により新型コロナウイルスに感染している疑いがあると診断された者を含む。）で、保健所等から安静・療養の解除又は終了の指示を受けていない者

イ　保健所等により新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に特定されている者のうち、二次選抜当日に発熱等の風邪の症状がある者

ウ　外国から帰国又は入国した者で、検疫法に基づく隔離・停留が必要とされている者及び検疫所長が指定する場所において待機を指示されている者

２　内容

対象者が二次選抜で志願することとしていた高等学校（以下「二次選抜志願校」という。）を設置する教育委員会で面談を行い、二次選抜志願校を中心として受入れ校の調整を行う。

　３　手続き等

(1) 対象者が在籍する中学校の校長は、対象者に対し、二次選抜に係る特別対応を希望するか否かを確認する。

対象者が二次選抜に係る特別対応を希望する場合、府内公立中学校及び府立支援学校の校長は所管する教育委員会を通じて、国私立の中学校長は直接、二次選抜志願校を設置する教育委員会に対して、令和４年３月23日（水）午後５時までに電話等によりその旨を連絡する。その際、当該対象者の二次選抜志願校を申し出る。

 (2) 中学校長は、対象者の健康状態等を把握する。対象者の自宅等での待機終了後、別添の申告書２に具申し、府内公立中学校及び府立支援学校の校長は所管する教育委員会を通じて、国私立の中学校長は直接、二次選抜志願校を設置する教育委員会に提出するとともに、面談の希望日について申し出る。

　　(3) 対象者は、二次選抜志願校を設置する教育委員会が指定した面談日に、志願書（様式については別途指示する。）、調査書及び自己申告書を二次選抜志願校を設置する教育委員会に提出する。

　　(4) 二次選抜志願校を設置する教育委員会は、対象者に対し、面談を行う。

　　(5) 二次選抜志願校を設置する教育委員会は、面談の結果、調査書及び自己申告書の内容をもとに、二次選抜志願校を中心に、対象者の受入れ先の調整を行う。なお、二次選抜志願校を設置する教育委員会の所管外の学校を受入れ先として調整する場合は、あらかじめ当該教育委員会間で協議する。

　　(6) 二次選抜志願校を設置する教育委員会等と対象者の受入れについて調整を行った高等学校は、募集人員の充足状況にかかわらず、速やかに対象者の受入れを行う。なお、対象者の受入れに当たり、当該高等学校は入学検定料を徴収する。

Ⅲ　自立支援選抜及び共生推進教室選抜に係る特別対応について

１　対象者

令和４年度選抜において、自立支援選抜又は共生推進教室選抜（以下「自立支援選抜等」という。）への出願が認められた者のうち、以下の(1)及び(2)のいずれにも該当する者

(1) 次のアからウのいずれかに該当するために、自立支援選抜等の受験が認められなかった者

ア　新型コロナウイルス感染症の検査で陽性反応が確認された者（医師により新型コロナウイルスに感染している疑いがあると診断された者を含む。）で、保健所等から安静・療養の解除又は終了の指示を受けていない者

イ　保健所等により新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に特定されている者のうち、自立支援選抜等の当日に発熱等の風邪の症状がある者

ウ　外国から帰国又は入国した者で、検疫法に基づく隔離・停留が必要とされている者及び検疫所長が指定する場所において待機を指示されている者

(2) 一般選抜、二次選抜、自立支援補充選抜、高等支援補充選抜、共生推進教室補充選抜への出願資格を有しながら、いずれの選抜にも出願しなかった者

２　内容

大阪府教育委員会（以下「府教育委員会」という。）で令和４年３月28日（月）に面談を行い、受入れ校の調整を行う。受入れ校は、自立支援選抜等での志願校と異なる場合がある。なお、対象者の健康状態等によっては、別途対応を行う。

　３　手続き等

(1) 対象者が在籍する中学校の校長は、対象者に対し、自立支援選抜等に係る特別対応を希望するか否かを確認する。

対象者が自立支援選抜等に係る特別対応を希望する場合、府内公立中学校及び府立支援学校の校長は所管する教育委員会を通じて、国私立の中学校長は直接、府教育委員会に対して、令和４年３月23日（水）午後５時までに電話等によりその旨を連絡する。

府教育委員会は、対象者の自立支援選抜等志願先校長に対し、入学志願書、療育手帳の写し、自己申告書、調査書、推薦書、その他出願時に提出のあった書類の回付を依頼する。

 (2) 中学校長は、対象者の健康状態等を把握し、別添の申告書３に具申するとともに、府内公立中学校及び府立支援学校の校長は所管する教育委員会を通じて、国私立の中学校長は直接、府教育委員会に令和４年３月25日（金）午後５時までに提出する。

　　(3) 府教育委員会は、対象者に対し、面談を行う。

(4) 府教育委員会は、面談の結果、調査書及び推薦書の内容をもとに、対象者の受入れ先の調整を行う。なお、受入れ校は、志願校の校種とは異なる場合がある。

　　(5) 府教育委員会と対象者の受入れについて調整を行った学校は、募集人員の充足状況にかかわらず、速やかに対象者の受入れを行う。

Ⅳ　自立支援補充選抜及び共生推進教室補充選抜に係る特別対応について

１　対象者

令和４年度選抜において、自立支援補充選抜又は共生推進教室補充選抜（以下「自立支援補充選抜等」という。）への出願資格を有する者のうち、自立支援補充選抜等に出願の意思を持ちながら、次のアからウのいずれかに該当するために、自立支援補充選抜等の受験が認められなかった者

ア　新型コロナウイルス感染症の検査で陽性反応が確認された者（医師により新型コロナウイルスに感染している疑いがあると診断された者を含む。）で、保健所等から安静・療養の解除又は終了の指示を受けていない者

イ 保健所等により新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に特定されている者のうち、自立支援補充選抜等の当日に発熱等の風邪の症状がある者

ウ 外国から帰国又は入国した者で、検疫法に基づく隔離・停留が必要とされている者及び検疫所長が指定する場所において待機を指示されている者

２　内容

府教育委員会で令和４年３月28日（月）に面談を行い、受入れ校の調整を行う。受入れ校は、自立支援補充選抜等での志願校とは異なる場合がある。なお、対象者の健康状態等によっては、別途対応を行う。

　３　手続き等

(1) 対象者が在籍する中学校の校長は、対象者に対し、自立支援補充選抜等に係る特別対応を希望するか否かを確認する。

対象者が自立支援補充選抜等に係る特別対応を希望する場合、府内公立中学校及び府立支援学校の校長は所管する教育委員会を通じて、国私立の中学校長は直接、府教育委員会に対して、令和４年３月23日（水）午後５時までに電話等によりその旨を連絡する。その際、当該対象者の自立支援補充選抜等の志願校を申し出る。

 (2) 中学校長は、対象者の健康状態等を把握し、別添の申告書３に具申するとともに、府内公立中学校及び府立支援学校の校長は所管する教育委員会を通じて、国私立の中学校長は直接、府教育委員会に令和４年３月25日（金）午後５時までに提出する。

　　(3) 対象者は、面談日に志願書（様式については別途指示する。）、療育手帳の写し、自己申告書、調査書、推薦書、その他出願に必要な書類を府教育委員会に提出する。

　　(4) 府教育委員会は、対象者に対し、面談を行う。

(5) 府教育委員会は、面談の結果、調査書及び推薦書の内容をもとに、対象者の受入れ先の調整を行う。なお、受入れ校は、志願校の校種とは異なる場合がある。

　　(6) 府教育委員会と対象者の受入れについて調整を行った学校は、募集人員の充足状況にかかわらず、速やかに対象者の受入れを行う。なお、対象者の受入れに当たっては、共生推進教室を除き、当該高等学校は入学検定料を徴収する。